

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年10月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200070 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200037 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年6月1日から平成31年4月22日に訂正し、同年4月及び令和元年5月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

平成31年4月22日から令和元年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年4月22日から令和元年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における令和元年6月1日から同年9月26日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年6月から同年8月までの標準報酬月額については、15万円から50万円とする。

令和元年6月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成31年4月22日から令和元年6月1日まで
② 令和元年6月1日から同年9月26日まで

請求期間①について、私は、平成31年4月22日にA社に入社し、当該期間に係る給与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録によると、私のA社における当該期間の標準報酬月額が15万円と、実際の支給額及び厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額よりも低

く記録されているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録、請求者から提出された給料支払明細書（写）（以下「給料支払明細書」という。）及び事業主の陳述から判断すると、請求者は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書、事業主の陳述及び日本年金機構の回答により認められる請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）及び給料支払明細書により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成31年4月22日から令和元年6月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された資格取得年月日が令和元年6月1日となっていることが確認できることから、事業主から同日を資格取得年月日として同資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成31年4月22日から令和元年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、給料支払明細書、事業主の陳述及び日本年金機構の回答により認められる請求者の本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（50万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（15万円）を超えており、給料支払明細書により、請求者は当該期間において、50万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年6月から同年8月までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額（15万円）に見合う額となっていることが確認できることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として同資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の令和元年6月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ

る。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200072 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200036 号

第1 結論

1 請求者のA事業所における平成30年12月10日の標準賞与額を11万円に訂正することが必要である。

平成30年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA事業所における平成30年12月10日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、平成30年12月10日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月

A事業所から、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

請求期間に係る賞与明細書（写）を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された「給料支払明細書（H30年冬月分）」（以下「賞与明細書」という。）（写）及び平成30年分給与所得の源泉徴収票（写）並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、事業主及び同僚の回答から、平成30年12月

10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 賞与明細書（写）並びに事業主及び同僚の回答により、請求者は、平成30年12月10日に12万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA事業所から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。